

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

# 『災害支援ナースとは』

2025年 7月21日

日本派遣看護師協会

# 目次

- 1 災害支援ナースとは
- 2 災害支援ナースの概要と研修スキーム
- 3 災害支援ナース派遣の主な変更点
- 4 まとめ

## 1. 災害支援ナースとは

地震が続く鹿児島県十島村の悪石島でも、住民の心身のケアなどにあたる「災害支援ナース」が活躍しています。日常業務で忙しい中でも、被災された方々の支援をしたいという看護師の方も多いと思います。災害時に支援する目的で、看護師など医療従事者を派遣する民間企業や団体などもあると思いますが、今回は、厚生労働省が展開する「災害支援ナース」の仕組みや研修などを紹介します。

### 災害支援ナースとは

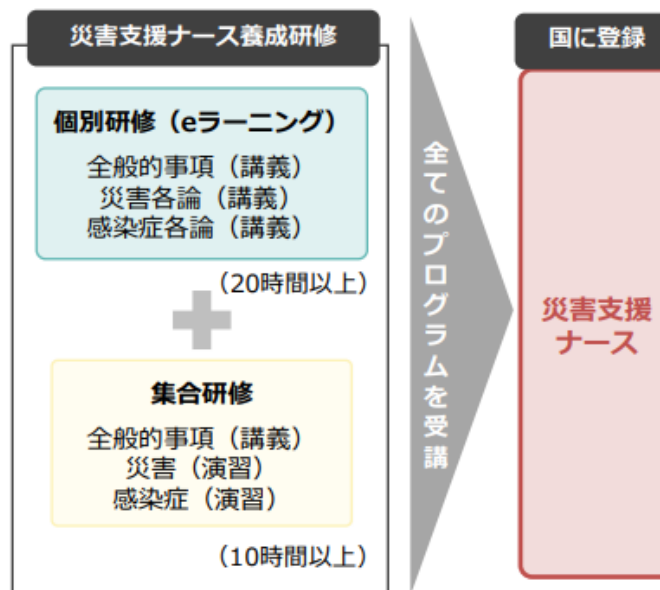
災害支援ナースとは、被災地などに派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護活動を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことであり、厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を終了し、国に登録された者の総称をいいます。令和6年度から、これまでの災害時の活動に加え、新興感染症発生・まん延時の活動にも対応。派遣に係る実費を協定に基づき、派遣時は協定締結機関が負担し、後日都道府県に対し請求手続を実施することや、事故補償についても都道府県において傷害保険に加入する仕組みとなりました。



## 2. 災害支援ナースの概要と研修スキーム

### 災害支援ナースの概要

- ・令和4年の改正医療法により、令和6年度からはDMAT等と同様に、医療法に基づく「災害・感染症医療業務従事者」に位置づけられ、都道府県と医療機関との協定の対象となる。
- ・厚生労働省が研修や広域派遣の場合の派遣調整を行う仕組みとなる。
- ・災害支援ナース養成研修を終了し、国に登録された者とする。
- ・これまでの災害時の活動に加え、新興感染症発生・まん延時の活動にも対応。
- ・派遣に係る実費を協定に基づき、派遣時は協定締結機関が負担し、後日都道府県に対し、請求手続を実施する。
- ・事故補償について都道府県において傷害保険に加入する仕組みとなる。



\* 研修参加については、各都道府県の看護協会等にお問合せください。

引用元：厚生労働省

### 3. 災害支援ナース派遣の主な変更点

#### 災害支援ナースの仕組みの主な変更点

(令和5年6月時点)

|        | 現 行                                                      | 新                                                       |
|--------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 法令等の根拠 | —                                                        | 改正医療法・改正感染症法（令和6年4月施行予定）                                |
| 派遣の対象  | 自然災害                                                     | 自然災害・新興感染症                                              |
| 養成・登録  | 養成：都道府県看護協会・日本看護協会<br>登録：都道府県看護協会                        | 国                                                       |
| 派遣形態   | 個人により異なる<br>・休暇を取得<br>・業務（出張）扱い 等                        | 原則として派遣元の医療機関の職員※として看護業務に従事する（業務扱い）                     |
| 派遣要請   | 各県共通の派遣要請ルートはなし                                          | 都道府県の派遣要請に基づく<br>（県内調整で対応できない場合は国が全国応援派遣調整を実施）          |
| 経 費    | 近隣支援・広域支援の場合は、交通費・宿泊費の実費及び日当を日本看護協会が負担（それ以外は都道府県看護協会の負担） | 公的に負担<br>（協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣に要する費用は、都道府県が支弁する） |

※病院又は診療所以外に勤務する看護職や潜在看護職も都道府県の調整により応援派遣することが可能

## 4. まとめ

これまでの災害支援ナースの派遣は、法令等の根拠が無く、ボランティア活動と位置づけられ、手当が支給されない、事故補償が曖昧であるなど、多くの課題がありました。そのため、支援したいと考える看護師も、活動が不安定であることに不安を抱き、活動参加を断念するケースが少なからずありました。

厚生労働省は、令和6年度以降は、人材養成・登録などを厚生労働省が実施することとなり、活動に係る費用や事故補償なども明確になりました。

看護師の皆様にとって、一層安心して活動できる環境が整備されています。